

桜島地域デジタル教室企画運営業務委託仕様書

1 業務の名称

桜島地域デジタル教室企画運営業務委託

2 業務委託期間

契約の締結日から令和7年2月28日まで

3 業務の目的

桜島地域のデジタル弱者がデジタルツールの知識と活用能力を高め、デジタルデバイトの解消に繋げるため、町内会等各種団体と連携したデジタル教室を企画運営するもの。

4 業務内容

(1) デジタル教室の企画・運営に関すること

桜島地域の高齢者等に必要なデジタルツールのニーズを把握しデジタル教室を企画・運営を行う。

(2) デジタル教室の開催に関すること

- ① 各地域や校区コミュニティ、任意グループ単位を対象に受注期間に20回以上開催する。
- ② 教室開催に必要な機材・人員等は受注者で確保するものとする。
- ③ 教室の内容は端末のOS（Android、iOS等）に対応するものとする。
- ④ デジタル教室では桜島支所に登録しているデジタルサポーターを2人以上活用すること。
- ⑤ 各デジタル教室の会場は発注者と協議の上決定するものとする。

(3) 業務上の留意事項

教室が適正かつ効果的に行われ、受講者が安心して教室を受講できるようにするために、受注者は次の項目を遵守するものとする。

- ① 受注者は、SNSなど教室で取り上げる各サービスの利用方法に関して事前に確認のうえ、教室を行うこと。
- ② 教室においては、いかなる名目であっても受講者から料金を徴収しないこと。
- ③ 教室における個人情報の取得については、関係法令を遵守すること。

5 業務報告

- (1) 業務内容報告書を作成し、業務完了後に鹿児島市に提出し確認を受けるものとする。

(2) 必要に応じ、随時、事業の進捗状況について、報告すること。

6 業務体制

- (1) 受注者は、本業務の遂行を統括する統括責任者を定め、発注者に届出を行う。
- (2) 統括責任者は、常に本業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮・監督し、本業務の円滑な進ちょくに努める。
- (3) 受注者は、統括責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに受注者に届出を行い、変更について事前に受注者の承認を受けなければならない。

7 成果品

本業務の事業完了時に成果品を以下のとおり作成すること。成果品は鹿児島市に帰属するものとする。成果品の納入後、内容に不備があった場合は、速やかに受託者の負担で補正等を行うこと。

- (1) 事業実績報告書（任意様式）
事業実施の内容（検討経過も含む）、教室の実施内容
- (2) 事業収支報告書（任意様式）
- (3) その他鹿児島市が必要と認めるもの

8 その他

本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定するものとする。